

## 入札説明書（電子入札）

茨城県の０８県単支援道改第０８－０３－５００－６－００１号（仮称）真弓トンネル本体工事（その２）に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１ 公告日 令和８年７月２３日

２ 担当部局

〒３１０－８５５５ 茨城県水戸市笠原町９７８番６

茨城県土木部道路建設課 契約担当（庶務） 小泉 電話 ０２９－３０１－４４１６

工事担当（橋梁） 大山 電話 ０２９－３０１－４４２１

FAX ０２９－３０１－４４４９

e-mail doken@pref.ibaraki.lg.jp

３ 入札対象工事内容等

（１）工事名

０８県単支援道改第０８－０３－５００－６－００１号

（仮称）真弓トンネル本体工事（その２）

（電子入札対象案件）

（２）工事場所

常陸太田市道０１３９号線 日立市金沢町地内

（３）工事概要

トンネル工（NATM） L＝１０５１．０m

掘削補助工 N＝１式

インバート工 L＝２８５．０m

覆土工 L＝１０５０．３m

（４）工事内容

別冊図面及び別冊仕様書のとおり

（５）工期

令和１１年８月３１日まで

（６）建設工事の種類（業種区分）

土木一式工事

（７）この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

（８）本工事は、技術提案等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の工事である。

（９）この工事は、低入札価格調査制度の対象工事である。

（１０）この工事は、競争参加資格確認申請書、入札書（工事費内訳書を含む。）の提出などについて、

原則として電子入札システムにより行う対象工事である。

- (11) 本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を認めない工事である。

#### 4 競争参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。（全てを満たすこと）

- (1) 本件を目的とする特定建設工事共同企業体の資格を受けている者であること。
- (2) 構成員数は、3者とする。
- (3) 構成員の出資比率の下限は20%、代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。
- (4) 経常建設共同企業体が構成員となる結成でないこと。
- (5) 特定建設工事共同企業体全ての構成員に必要な資格は、次のとおりとする。
  - (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
  - (イ) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第473号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること。
  - (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）
  - (エ) 入札に参加しようとする者が、競争参加資格の確認の申請を行う日から開札予定日までの期間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
  - (オ) 土木一式工事について、特定建設業の許可を受けていること。
  - (カ) 土木一式工事について、契約締結日から1年7月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第27条の23第1項に定めるものをいう。）を受けている者であること。
  - (キ) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (6) 代表構成員は、次の基準を満たす者であること。
  - (ア) 令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の経営事項評価点数が1,200点以上の者であること。
  - (イ) NATMにより施工した延長L=900m以上、内空断面積（覆工後の代表値）55㎡以上のトンネル工事を元請けとして施工した者のうち、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの期間に竣工した実績があること。  
（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）
  - (ウ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。
    - ① 一級土木施工管理技士の資格、又はこれと同等以上の資格を有する者。
    - ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
    - ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に3月以上の

雇用関係がある者であること。

- ④ 平成28年4月1日から令和8年3月31日までの期間に竣工したNATMによるトンネル工事を、元請けの主任技術者、監理技術者（特例監理技術者、専任特例の場合の監理技術者）、監理技術者補佐、現場代理人又は担当技術者として施工した経験を有する者であること。

ただし、担当技術者を施工経験の実績とする場合は、工事着工から竣工まで当該工事に従事したことがコリンズにより確認できる者のみとする。

（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）

- ⑤ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における営業所技術者等でないこと。
- ⑥ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条第1号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者（経營業務の管理責任者等）でないこと。
- ⑦ 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは建設業法第26条第3項第2号による監理技術者を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）にあつては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日において専任で配置できること。
- ⑧ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。なお落札者は、契約時に1名を選択するものとする。

（総合評価方式の評価については、配置予定技術者評価資料（技術資料における様式第4号）についても、すべての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の評価点は、各評価項目において最も低い評価を受けたものをもって算定する。）

- (7) 代表構成員以外の構成員(その1)は、次の基準を満たす者であること。

(ア) 令和7・8年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された土木一式工事の経営事項評価点数が895点以上の者であること。

- (イ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。

- ① 一級土木施工管理技士の資格、又はこれと同等以上の資格を有する者。
- ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
- ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。
- ④ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における営業所技術者等でないこと。
- ⑤ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則第7条第1号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者（経營業務の管理責任者等）でないこと。
- ⑥ 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあつては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日において専任で配置できること。

⑦ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（３名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。なお落札者は、契約時に１名を選択するものとする。

(8) 代表構成員以外の構成員(その２)は、次の基準を満たす者であること。

(ア) 令和７・８年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登録された土木一式工事の経営事項評価点数が７５５点以上の者であること。

(イ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。

① 一級土木施工管理技士の資格、又はこれと同等以上の資格を有する者。

② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。

③ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格確認申請のあった日以前に３月以上の雇用関係がある者であること。

④ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における営業所技術者等でないこと。

⑤ 競争参加資格確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則第７条第１号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者（経營業務の管理責任者等）でないこと。

⑥ 現在他工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあつては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日において専任で配置できること。

⑦ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（３名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。なお落札者は、契約時に１名を選択するものとする。

## 5 設計業務等の受託者等

(1) ４(5)(キ)の「対象工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・ 株式会社オリエンタルコンサルタンツ

(2) ４(5)(キ)「対象工事に係る設計業務等の受託者と資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次に該当する者である。

(ア) 株式会社オリエンタルコンサルタンツの発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている建設業者

(イ) 建設業者の代表権を有する役員が株式会社オリエンタルコンサルタンツの代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

## 6 入札等の手続き

この工事の入札に参加を希望する者のうち、資料の提出、入札及び届出を電子入札システムにより行おうとするものの代表構成員は、この工事の競争参加資格確認申請の受付期間の末日までに電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成１２年法律第１０２号）第１３条第１項に定めるものをいう。）を取得し、かつ茨城県建設工事等電子入札システムを利用するために必要な登

録を完了していなければならない。

電子入札システム URL : <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/nyusatsu.html>

資料、入札書等の提出された時点は、2の担当部局において使用する電子計算機に備えられたファイルに所定の情報が記録された時点とする。

なお、電子入札システムによりがたい場合には、書面により資料の提出や入札等を行うことができる。

#### 6-2 特定建設工事共同企業体としての入札参加資格審査申請

この工事の入札参加を希望する者（特定建設工事共同企業体）は、あらかじめ建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体用）等を次により提出し、入札参加資格の決定を受け、建設工事入札参加資格者名簿に登載されなければならない。

##### (1) 申請方法

郵送による（書留郵便に限る。）。

※やむを得ず持参する場合は担当者の了解を得ること。

##### (2) 提出先

2の担当部局

##### (3) 申請期間

令和8年8月26日（水）必着

（ただし、持参による場合には、正午から13時を除く。）

##### (4) 提出書類

(ア) 建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体用） 4部

(イ) 特定建設工事共同企業体協定書 4部

(ウ) 配置予定技術者の資格者証の写し、監理技術者資格者証の写し、監理技術者講習修了履歴の写し、雇用関係を証する書類（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写し）各1部

※健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しはあらかじめ基礎年金番号及び他者の個人情報部分にマスキングを施した状態で提出すること。

(エ) 代表構成員以外のすべての構成員が、茨城県建設工事等電子入札システムの利用者登録をした代表構成員又はその受任者あてに入札・見積に関する権限を委任した旨の委任状 1通

(オ) 返信用封筒（(ア)～(イ)に掲げる書類各3部を返送するのに必要な切手を貼付すること）

#### 7 競争参加資格の確認等

(1) 対象工事の入札参加を希望する者は、あらかじめ競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）として、競争参加資格確認資料（別記様式第6号。以下「資料」という。）、総合評価方式に係る技術資料（以下「技術資料」という。）、経営事項審査を受審したことを証する書面及び電子契約用メールアドレス確認書を次により提出し、競争参加資格確認通知書の交付を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

##### (ア) 提出期間

令和8年8月24日（月）から令和8年8月26日（水）までの毎日

9時から17時まで（ただし、持参による場合には、正午から13時を除く。）

(イ) 提出場所

2の担当部局

(ウ) 提出方法

申請書、資料及び電子契約用メールアドレス確認書は電子入札システムにより行うものとする。それ以外の資料については、郵送（書留郵便に限る。）により行うものとするが、画像ファイル等に変換して提出できる場合（ファイル容量が2メガバイト以内）は電子入札システムにより提出して差し支えない。担当部局の了解を得た場合に限り、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。

※Word等でファイルを作成後、TIFファイル(.tif)で提出すること。

(エ) 郵送による場合の留意事項

- ・ 郵送の場合においては、郵送等により送付する旨の表示、②郵送等により送付する書類の目録、③郵送等により送付する書類のページ数、④発送（送付）年月日を記載した目録ファイル（様式任意）を申請書に添付して電子入札システムにより提出すること。
- ・ 電子ファイルの作成基準は、茨城県土木部建設工事等電子入札運用基準の規定に基づくこと。
- ・ 郵送する場合の申請書又は資料については、書面（紙媒体）に限るものとする。（6-2(4)において同じ。）

(オ) 電子メールによる場合の留意事項

原則として電子入札システムに登録されているアドレスから送付するものとし、次のとおりとする。

- ・ 電子メール題名に競争参加資格確認申請書と記載するとともに、電子メール本文に開札日、入札に係る工事番号及び工事名、入札参加者の住所及び商号又は名称、担当者氏名及び連絡先を記載するとともに、6-2(4)の書類を画像ファイル(.tif)に変換し、パスワードを設定した上で、電子メールに添付するものとする。パスワードは別の電子メールにて送付すること。（電子メールの受信可能容量は10メガバイトとなっているので、注意すること。）

(2) 申請書は、持参又は郵送若しくは電子メールにて送付する場合には、別記様式第1号により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。なお、4(6)(イ)の工事の施工実績及び4(6)(ウ)④の配置予定の技術者の工事の経験については、工事が完成し、競争参加資格要件において指定された期間中に引き渡しが進んでいるものについて記載すること。

(ア) 工事の施工実績

4(6)(イ)に掲げる資格があることを判断できる工事の施工実績を別記様式第6号に記載すること。

(イ) 配置予定の技術者の資格・経験

4(6)(ウ)、4(7)(イ)、4(8)(イ)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格及び工事の経験を別記様式第6号に記載すること。

(ウ) その他の資格等

4 (5) (ウ)に掲げる会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされているか又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされているか否か等について、別記様式第6号に記載すること。

(エ) 競争参加資格の裏付資料（競争参加資格として付されていない条件に係るものは除く。）

次の裏付資料を提出すること。

- ・ (ア)の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し、「工事実績情報システム（CORINS）」に登録された当該工事の登録内容確認書（竣工時のものに限る。）等（CORINS又は契約書の写しで工事概要等の判断が難しい場合は、工事概要書、施工図面等（最終のもの）の写しも必ず添付すること。）
- ・ (イ)の工事の施工経験として記載した工事に係る「工事実績情報システム（CORINS）」の登録内容確認書（竣工時のものに限る。）等
- ・ (イ)の配置予定技術者の資格認定証明書の写し
- ・ (イ)の配置予定技術者の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴の写し（監理技術者として配置しようとする場合のみ）
- ・ (イ)の配置予定技術者との雇用関係が確認できる資料（健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書等の写し）

※健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写しはあらかじめ基礎年金番号及び他者の個人情報部分にマスキングを施した状態で提出すること。

(オ) 経営事項審査を受審したことを証する書面

- ・ 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27第1項及び第27条の29第1項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第25号の15））の写し（共同企業体の場合は、全ての構成員に係るもの。以下この項において同じ。）

総合評定値の請求をしていない者にあつては、最新の経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書（建設業法第27条の25第1項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第25号の13））の写し

(カ) 電子契約用メールアドレス確認書

代表構成員について作成し、電子契約の希望の有無及び電子契約用のメールアドレス等を記載すること。

(4) 配置予定技術者の重複申請

同一の配置予定技術者により、本工事を含めた複数の工事において参加申請しようとする場合には、以下により申請すること。ただし、19(8)において、本工事の落札者と同一構成の特定JVが入札に参加できないとされている工事又は落札者と同一構成の特定JVが本工事の入札に参加できないとされている工事がある場合、それら工事に対し、本工事と同一の配置予定技術者により申請しようとするときは、この手続きを要しない。

(ア) この工事の配置予定技術者が、他の工事の配置予定技術者と重複する場合には、主任（監理）技術者重複申請調書を提出すること（(3)と併せて申請（提出）すること）。

(イ) 他の工事を落札したことにより、申請した配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合には、競争参加資格確認申請書・入札参加申込書取下げ書（以下「取下げ書」という。）を

開札日時までに提出すること（紙媒体（※）により提出すること）。

(ウ) (イ)の提出が入札書の提出後となった場合においては、当該入札は競争参加資格のない者が行ったものとし、無効として取り扱う。

※郵送による場合には書留郵便によること。なお、緊急やむを得ないと認められる場合には、担当部局に電話による連絡をし、取下げ書をファクシミリにより提出した上で、速やかに書面を郵送すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、書留郵便ではなく、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和8年9月3日（木）までに通知する。

(6) その他

(ア) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(イ) 提出された申請書及び資料は、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(ウ) 提出された申請書及び資料は、返却しない。

(エ) 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

## 7-2 総合評価方式に係る技術資料

(1) 7の競争参加資格確認申請に併せ、当該工事に関する施工能力等の審査及び価格以外の評価を行うために以下の必要な資料（以下「技術資料」という。）の提出を求める。

(1) 自己採点表兼評価点算定資料一覧表（様式第1号）

(2) 工事成績評定評価対象工事資料（様式第2号）

(3) 施工実績評価資料（様式第3号）

(4) 配置予定技術者評価資料（様式第4号）

(5) 災害協定に基づく地域貢献実績評価資料（災害活動実績）（様式第6号）

(6) 技術提案書（様式第8号）

(7) 企業の新規雇用実績（様式第14号）

(8) 若手又は女性技術者の配置（様式第15号）

(9) 登録基幹技能者の配置（様式第16-1号）

(2) 提出された技術資料の変更は認めない

(3) 評価点の算定基準は、添付の「評価項目及び評価基準」による。

(4) 技術資料の審査結果によっては、競争参加資格を認めないことがある。

(5) 提出方法、提出期間

2の担当部局への郵送による。（書留郵便に限る。）。

ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、書留郵便ではなく、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。

提出期間は7(1)(ア)(必着)とする。

## 8 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、2の担当部局の課長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、7(5)の通知の日から7日以内（ただし、茨城県の休日（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に、書

面（様式は自由）を持参して提出することにより説明を求めることができる。

- (2) 説明をもとめられたときは、2の担当部局の課長は、説明を求められた日から5日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面により回答する。

## 9 現場説明会

現場説明会は行わない。

## 10 設計図書

設計図書は、インターネット上に公開するので、次のアドレスからダウンロードすること。

### (1) 入札情報サービス

URL: <http://ppi.cals-ibaraki.lg.jp/ppi.html>

### (2) 公共事業情報センター

- (ア) 期 間 令和8年7月23日（木）から令和8年9月28日（月）まで（休日を除く）  
いずれも9時から（水曜日のみ10時から）16時まで  
（正午から13時を除く。）

(イ) 閲覧場所 茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁舎行政棟1階

(ウ) 方 法 写しを交付。ただし、実費を負担すること。

## 11 仕様書に対する質問

- (1) この入札説明書、別冊図面、別冊仕様書に対する質問がある場合は、次に従い、電子入札システムにより、又は書面（様式は自由）により提出すること。

(ア) 提出期間 : 令和8年7月24日（金）から令和8年9月16日（水）まで

(イ) 提出場所 : 2に同じ。

(ウ) そ の 他 : 電子入札システムにより提出、又は書面を持参、郵送（書留郵便に限る。）、又はファクシミリ若しくは電子メールにより送付することにより提出するものとし、これら以外の方法によるものは受け付けない。

持参する場合は、(ア)の提出期間のうち休日を除く日の9時から17時まで（ただし、正午から13時を除く。）に提出すること。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

(ア) 期間 : 令和8年7月24日（金）から令和8年9月28日（月）までのうち休日を除く日の午前9時から午後4時まで。（ただし、正午から13時を除く。）

(イ) 場所 : 電子入札システム、入札情報サービス及び茨城県公共事業情報センター（茨城県水戸市笠原町978番6 茨城県庁行政棟1階）

## 12 入札・開札の日時及び場所等

(1) 日 時 : 令和8年9月29日（火） 午前11時から

(2) 場 所 : 茨城県水戸市笠原町978番6  
茨城県庁入札室（茨城県庁行政棟1階）

(3) その他 : 入札の執行に当たっては、競争参加資格確認通知書の写しを提出すること。

## 13 予定価格

金5,138,804,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 14 入札方法等

(1) 電子入札システムにより、又は入札書を直接持参又は郵便（書留郵便に限る。）若しくは電子メールにより行うものとし、ファクシミリ等による入札は認めない。（持参及び郵便・電子メールの場合は事前に発注者の承諾を得た場合に限る。）

(ア) 電子入札システムによる入札の場合は、令和8年9月24日（木）から令和8年9月28日（月）（いずれも9時から17時まで）の間に2に掲げる担当部局の使用する電子計算機に備えられたファイルに情報が記録されなければならない。

(イ) 郵便又は電子メールによる入札の場合は、令和8年9月28日（月）17時までに2に掲げる担当部局に入札書が到達しなければならない。

(ウ) 持参による入札の場合は、2に掲げる日時及び場所に直接持参しなければならない。

## (2) 提出書類

(ア) 入札書（書面による入札（以下「紙入札」という。）の場合には、茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）様式第1号）

(イ) 工事費内訳書（別に定める作成例に準じ作成するもの）

(ウ) 入札価格に関する誓約書（別添様式）（郵送（書留に限る。）又は電子メールにより提出）

## (3) くじ番号

入札書にくじ番号（3桁の任意の数字）を入力すること。紙入札（電子メールを含む。）による場合には、入札書余白に「くじ番号〇〇〇（任意の3桁の数字）」と記載して提出すること。なお、くじ番号の記載がない場合は、「000」とみなす。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。電子入札システムによる場合には、入札金額の入力ミス等の錯誤又は積算ミス等を理由として入札価格の無効の訴えを提起できないものとする。

(6) 入札執行回数は、1回とする。

(7) 入札を希望しない場合は、入札書を提出するまではいつでも辞退することができる。入札を辞退するときは、(1)(ア)の入札書の提出期間中に電子入札システムにより辞退届（様式第10号）を提出すること。2の担当部局の承諾を得た場合には、入札書の提出締切日までに入札辞退届（別記4）を郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札において不利益な取扱いを受けるものではない。

なお、期限までに入札書が提出されない場合には、入札を辞退したものとみなす。

## 15 入札保証金

免除する。

## 16 工事費内訳書の提出

(1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

電子入札システム又は郵送若しくは電子メールにより入札に参加する者は、入札書に記載され

た入札金額に対応した工事費内訳書を（別に定める方法で）送付するものとし、持参により入札に参加する者は、入札書とともに提出するものとする。

- (2) 工事費内訳書の様式は作成例に準じたものとする。
- (3) 工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。
- (4) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。
- (5) 談合があると疑うに足る事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出する。

## 17 開札

開札は、12 に掲げる日時及び場所において行う。電子入札のため、入札者又はその代理人の立ち会いは行わない。なお、入札者又はその代理人が立ち会いを希望する場合は、立ち会うことができる。

## 18 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

- (1) 次のいずれかに該当する場合の入札
  - (ア) 入札について不正の行為があった場合
  - (イ) 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合
  - (ウ) 入札書が指定の入札日時までに到達しない場合
  - (エ) 入札書を2通以上提出した場合
  - (オ) 他の代理を兼ね又は二人以上の代理をした場合
  - (カ) 代理人が委任状を持参しない場合
  - (キ) 工事費内訳書の提出がない場合
- (2) この公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札
- (3) 競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認められた者のうち、資格確認の日から開札予定日までの間に指名停止を受けた者のした入札
- (4) 入札時点において3に掲げる競争参加資格のない者のした入札
- (5) (1)から(4)までのほか、次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。
  - (ア) 電子入札による場合で、開札時点において有効な電子証明書を取得していない者が入札をした場合（なお、開札時点において、電子証明書が有効期間切れ等により失効する場合は、入札書の提出を行う前に、電子証明書の再取得の申請等を行ったうえで、紙入札への移行手続きを行なうこと。）
  - (イ) 電子入札と紙入札の両方を行った場合
  - (ウ) 電子入札の場合で、入札者本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む場合

## 19 落札者の決定方法

- (1) 次の(ア)～(ウ)のいずれの要件にも該当する者のうち、提出された技術資料を評価した評価点に標準点を加えた点数（技術評価点）を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落

札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること（有効な入札に限る。）。

(イ) 評価値が、標準点（１００点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

(ウ) 技術提案の評価が不可でないこと。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最高の評価値となった者を落札者とする。

- (2) 総合評価による評価値については、各入札参加希望者から提出された技術資料に基づき、以下の(ア)、(イ)により算定する。

(ア) 評価値の算定方法

評価値は、入札書が無効でないもののうち、予定価格の制限の範囲内のものについて、次の式により算定する。

・評価値 ＝ 技術評価点／入札価格 ＝ （標準点＋評価点）／入札価格

(イ) 技術評価点の配点

標準点と評価点の配点は、次のとおりとする。

・標準点 １００点

・評価点「評価項目及び評価基準」における合計とする。

- (3) 技術提案の評価が不可の場合は、入札参加を認めない。

- (4) あらかじめ調査基準価格を設定している場合、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者について、提出された調査表に基づき調査を行った結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、(1)によらず、その者を落札者とししない。なお、調査の一環として、以下の要件を全て満たしていることを確認するものとし、いずれかでも満たさない場合は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある者とし、落札者とししない。

① 直接工事費は、設計金額の９０％以上（機械器具設置工事、電気工事、電気通信工事は７５％以上）であること。（直接工事費には、工事目的物の施工に係る材料費、機器費を含む。）

② 共通仮設費（積上分＋率計上分）は、設計金額の８０％以上であること。

③ 現場管理費は、設計金額の８０％以上であること。

④ 一般管理費（契約保証費を含む）は、設計金額の３０％以上であること。

- (5) 落札となるべき同一の評価値の者が２者以上あるときは、入札と同時に提出した電子くじの入力番号に基づく電子くじにより落札者を決定する。

- (6) 入札結果は、落札後直ちに全ての入札参加者に対し、電子入札システムにより連絡する。郵送又は電子メールにより入札した者は、郵送又はファクシミリにより連絡する。

- (7) あらかじめ調査基準価格を設定している場合、開札の結果、調査基準価格を下回る額で入札し、(4)に示す調査の一環としての要件を満たしている者に対し、低入札価格調査制度実施運営要領第６条第２項に規定する「低入札調査表」、又は「低入札価格調査辞退届出」の提出を求めるので、所定の期日までに担当部局まで提出すること。

提出方法については、原則郵送（書留に限る。）とするが、担当部局の了解を得た場合に限り、持

参又は電子メールによる調査表の提出も可とする。

なお、発注者の求める資料を期限までに提出しない場合、又は低入札調査表を提出したにもかかわらず事情聴取に応じない場合は、入札を無効とする。

(8) 本工事の入札における他工事落札者の参加制限及び他工事の入札における本工事落札者の参加制限については、下記の通りとする。

(ア) 本工事の入札は、分割発注・同一工種の工事に係る競争入札であり、以下の順により同日に開札する。

① 〇 8 県単支援道改第 0 8 - 0 3 - 9 9 5 - 6 - 0 0 1

(仮称) 真弓トンネル本体工事 (その 1)

② 〇 8 県単支援道改第 0 8 - 0 3 - 5 0 0 - 6 - 0 0 1

(仮称) 真弓トンネル本体工事 (その 2)

(イ) 本工事に特定建設工事共同企業体 (以下「特定 J V」という。) を結成して参加しようとする者は、構成が同一となる特定 J V をそれぞれ結成する場合に限り、(ア) に示すその他の工事に対しても、入札参加資格審査申請及び競争参加資格確認申請を行うことができる。

(ウ) (ア) に示す工事のうち、先行して開札された工事の落札者と同一構成の特定 J V は、同日に実施されるその後の分割工事・同一工種の工事の入札に参加できない。この場合においては、既に提出された入札書は開封せず、無効として取り扱う。

## 20 契約保証金

納付するものとする。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関 (出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律 (昭和 2 9 年法律第 1 9 5 号) 第 3 条に規定する金融機関をいう。) 若しくは保証事業会社 (公共工事の前払金保証事業に関する法律 (昭和 2 7 年法律第 1 8 4 号) 第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。) の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

## 21 調査基準価格

設定する。(「低入札価格調査制度実施運営要領」により、良く確認しておくこと。)

[https://kennsetugyou-ibarak. jp/low\\_price\\_survey/](https://kennsetugyou-ibarak. jp/low_price_survey/)

## 22 手続における交渉の有無

無

## 23 契約書作成の要否等

建設工事請負契約書 (茨城県建設工事執行規則様式第 2 号) により、契約書を作成するものとする。なお、電子契約を希望する場合は、以下によるものとする。

(1) 契約書等の様式を、以下のアドレスからダウンロードして作成し、契約書の案、契約保証金の納付を証する書類の写し又は契約保証金に代わる担保の写し (保証事業会社の保証証書等) 及び課税事業者届出書 (又は免税事業者届出書) を、落札の通知を受けた日から 5 日以内 (土日及び休日を含まない。) に、また、契約保証金の納付を証する書類の写し又は契約保証金に代わる担保の写し (保証事業会社の保証証書等) を契約締結日までに (契約) 課へ電子メール

で送付すること。

なお、回線の不具合等により手続を完了できない場合は、速やかに（契約）課まで申し出ること。

- (2) 契約締結決議終了後、（契約）課からの連絡があるので、落札者（契約の相手方）は電子契約サービスにより仮契約締結を行うこと。

なお、電子契約サービスの使用方法については、以下のアドレスから手順書を確認すること。

[https://kennsetugyou-ibarakai.jp/electronic\\_contracting/](https://kennsetugyou-ibarakai.jp/electronic_contracting/)

## 24 支払条件

### (1) 前払金

(ア) 保証事業会社と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金(債務負担行為に係る契約にあつては、各会計年度の出来高予定額。以下同じ。)のうち4割で計算した金額以内の前払金を請求できる。

(イ) あらかじめ調査基準価格を設定しており、かつ3(6)に掲げる建設工事の種類が、土木一式工事（PC工事を含む。）、建築一式工事、鋼構造物工事（鋼橋上部工事を含む。）のいずれかである場合において、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者との契約については、(ア)によらず、前払金は請負代金の2割で計算した金額以内とする。なお、(2)の中間前払金及び(3)の部分払の請求を妨げるものではない。

### (2) 中間前払金

中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、2割以内の中間前払金を請求できる。

### (3) 部分払

請求できる。ただし、回数は協議して定める。

なお、(3)の請求の後に、(2)の請求はできないものとする。

## 25 火災保険付保の要否

否

## 26 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

## 27 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に不服がある者は、茨城県政府調達苦情検討委員会（連絡先：茨城県会計事務局会計管理課 電話 029-301-4822）に対して苦情申立てを行うことができる。

## 28 関連情報を入手するための窓口

2に同じ

## 29 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加

一般競争入札参加資格の認定を受けていない者（更生会社については会社更生法に基づく更生計画の認可決定を受けた者、再生会社については再生計画の認可決定が確定したものに限り。）も、6により申請書及び資料を提出することができる。ただし、入札を執行する前日までに一般競争入

札参加資格の認定を受け、4の競争参加資格を満たしていなければならない。

新たに一般競争入札参加資格の認定を受けようとする者は、速やかに申請に必要な書類を入手し、次のとおり申請すること。

(1) 申請時期

入札公告日から競争参加資格確認申請書の提出期限まで

(2) 申請方法

郵送（書留郵便に限る。）により行うものとする。（(1)の提出期限日までの消印有効）

(3) 申請書等の入手方法

(5)の担当部局に問い合わせるものとする。

(4) 資格の有効期間

本申請により有資格者となった者の入札参加資格は、本工事の請負契約に限り有効とする。

(5) 申請書等の提出先及び問い合わせ先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県土木部監理課 建設業担当

電話 029-301-4334

電子メール kanri3@pref.ibaraki.lg.jp

30 入札執行の中断、延期、取り止め等

電子入札システムの障害等やむを得ない事由により入札の続行が困難と認められる場合には、入札の執行を中断、延期又は取り止める場合がある。電子入札システムが長期にわたり停止する場合には、全面的に紙入札に変更するものとする。

31 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）、建設業法及び茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）を遵守すること。

(3) 落札決定後、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」等により配置予定技術者の専任義務に違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。

(4) 競争参加資格確認申請書提出後、代表構成員以外の構成員を原因として、指名停止になった共同企業体については、当該原因者構成員を他の者に替えて再結成し、その地位を承継することができる。再結成に伴う申請は次のとおりとする。（特定建設工事共同企業体の場合）

(ア) 申請期限

令和8年8月26日（水）必着

（ただし、持参による場合には、正午から13時を除く。）

(イ) 提出場所

2の担当部局

(ウ) 提出書類

① 特定建設工事共同企業体解散届

- ② 競争参加資格地位承継申請書
  - ③ 新たに結成する特定JVに係る6-2(4)に掲げる書類
  - ④ 新たに結成する特定JVに係る7(1)に掲げる書類
- (5) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (6) 入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (7) 電子ファイルの作成基準その他電子入札システムによる入札手続については、茨城県土木部建設工事等電子入札運用基準の規定を遵守すること。
- (8) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処分場所等を参考にしたうえで入札すること。また、契約に当たり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用を契約書に記載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議すること。
- (9) あらかじめ調査基準価格を設定しており、かつ3(6)に掲げる建設工事の種類が、土木一式工事（PC工事を含む。）、建築一式工事、鋼構造物工事（鋼橋上部工事を含む。）のいずれかである場合において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結するときは、建設工事請負契約書の規定に関わらず、現場代理人と主任（監理）技術者はこれを兼ねることができないものとする。
- さらに、茨城県土木部発注工事において、当該業者が入札日から過去2年以内に竣工した工事、又は入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合には、当該工事に配置する主任（監理）技術者とは別に、同等の資格（施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。
- ① 6.5点未満の工事成績評定を通知された者。
  - ② 発注者から施工中又は施工後において、建設工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
  - ③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は発注者、総括監督員等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。
  - ④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。
- (10) 主任技術者又は監理技術者の途中交代については、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、被災、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合、工事工程上技術者の交代が合理的な場合に認める。
- なお、主任技術者又は監理技術者を変更する場合は、代表構成員にあっては4(6)(ウ)、代表構成員以外の構成員にあっては4(7)(イ)又は4(8)(イ)の基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。また、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとること。
- (11) 本工事の特定建設工事共同企業体結成基準は、茨城県特定建設工事共同企業体入札参加資格審査要

綱第2条の結成基準にかかわらず、本入札公告に定めるところによる。